

平成25年行政事業レビューシート

(文部科学省)

事業名	要保護児童生徒援助費補助等	担当部局庁	初等中等教育局	作成責任者				
事業開始・終了(予定)年度	昭和34年度・事業終了年度未定	担当課室	児童生徒課	児童生徒課長 白間 竜一郎 学校健康教育課長 大路 正浩				
会計区分	一般会計	政策・施策名	確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり Ⅱ-8 教育機会の確保のための支援づくり					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	学校教育法第19条 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律	関係する計画、通知等	要保護児童生徒援助費補助金交付要綱 教育振興基本計画(平成20年7月1日閣議決定)					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者に学用品費等を給与するなど就学奨励事業を行う市町村に対し、国が必要な援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	学校教育法第19条において、「経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない」とされており、市町村が要保護者(生活保護法第6条第2項に規定する要保護者)に対して就学援助を行う場合、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」等に基づき、これに要する経費の1/2を国が補助するものである。							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
	予算 の 状 況	当初予算	704	699	823	823	823	
		補正予算	0	0	0			
		繰越し等	-3	97	0			
	計		701	796	823	823	823	
	執行額		692	730	733			
執行率(%)		98.7%	91.7%	89.1%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
	国庫補助申請が行われた事業に対する国庫補助実施率		成果実績	%	100	100	100	100
			達成度	%	100.0%	100.0%	100.0%	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	国庫補助を行った市町村数		活動実績 (当初見込み)	自治体	1,219	1,250	1,264	-
単位当たりコスト	補助1件あたりのコスト 約579.5千円(決算額/補助事業)		算出根拠	平成24年度補助決算額732,529千円 / 補助団体1,264団体				
平成25・26年度 予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	要保護児童生徒援助費補助金 (学用品費等)	726百万円	726百万円					
	要保護児童生徒援助費補助金 (医療費等)	97百万円	97百万円					
	計	823百万円	823百万円					

事業所管部局による点検						
項目			評価	評価に関する説明		
必要投入の	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	本補助事業は、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」に基づき、経済的理由により、小学校及び中学校への就学が困難な学齢児童生徒の保護者に学用品費を給与するなど就学奨励を行う市町村に対し、これに要する経費の一部を国が補助するものであることから、国が実施する必要がある。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	補助率を1/2としており、受益者との負担関係は妥当である。また、対象費目については交付要綱に明記しており、真に必要なものに限定されている。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○			
	単位当たりコストの水準は妥当か。		-			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-			
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○			
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-			
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	本補助事業は法律に基づいて実施する事業であり、国の責務であることから、他の手段に比べ実効性は高いと考える。また、支給された学用品費等は、経済的理由で就学困難な児童生徒の就学を十分に支援しており、教育の機会均等に役立っている。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-			
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)					
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	各市町村からの補助申請に対して、必要額は確保しているところであるが、近年、経済的理由から就学が困難になる児童生徒数が増加傾向にあり、今後とも、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」の規定に基づき、各市町村が行う就学奨励事業に対し、国が補助を実施していく必要がある。					
外部有識者の所見						
<p>本事業においては、経済的理由で就学困難な児童生徒の就学を支援しており、教育の機会均等に役立るといった成果が上がっていると認められる。近年、経済的理由から就学が困難になる児童生徒数が増加傾向にあるとのことであり、今後とも引き続き効率的・効果的な事業の実施に努めるべきである。</p>						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	<p>1. 事業評価の観点:この事業は、義務教育の円滑な実施を図るため、経済的理由によって、就学困難な児童及び生徒について、学用品を給与する等就学奨励を行う地方公共団体に補助する事業であり、長期継続事業の観点から検証を行った。</p> <p>2. 所見:この事業は、昭和34年度から行われている長期継続事業ではあるが、義務教育の機会均等と維持向上を図るため、引き続き実施すべき必要な事業であり、現行において特段の見直す内容は認められず、現在の事業内容を引き続き維持すべきである。</p>					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	-					
備考						
<p>○教育振興基本計画(平成20年7月1日閣議決定) http://www.mext.go.jp/a_menu/keikaku/080701/002.pdf</p>						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	0130	平成23年	0110	平成24年	0114

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

文部科学省
733 百万円

【補助】

A. 都道府県47機関
733 百万円

(要保護児童生徒援助費補助金の支出)
※ 法令等に基づき、国に変わって補助事業者への
支出を行うものであり、都道府県において物品調達
等を行っていない。

【補助】

B. 市区町村1,264機関
733 百万円

(要保護児童生徒への就学援助の実施)

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
行っているかについて補
足する)
(単位:百万円)

費目・用途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と用途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A. 大阪府			E.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
補助金	要保護児童生徒援助費補助金の支出	112			
計		112	計		0
B. 大阪市			F.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
補助金	要保護児童生徒に対する学用品費等補助	38			
補助金	要保護児童生徒に対する医療費等補助	1			
計		39	計		0
C.			G.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A. 要保護児童生徒援助費補助金の支出

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	大阪府	要保護児童生徒援助費補助金の支出	112	-	-
2	北海道	要保護児童生徒援助費補助金の支出	76	-	-
3	東京都	要保護児童生徒援助費補助金の支出	61	-	-
4	神奈川県	要保護児童生徒援助費補助金の支出	53	-	-
5	福岡県	要保護児童生徒援助費補助金の支出	41	-	-
6	兵庫県	要保護児童生徒援助費補助金の支出	39	-	-
7	埼玉県	要保護児童生徒援助費補助金の支出	31	-	-
8	広島県	要保護児童生徒援助費補助金の支出	29	-	-
9	京都府	要保護児童生徒援助費補助金の支出	29	-	-
10	千葉県	要保護児童生徒援助費補助金の支出	25	-	-

※ 本件は補助事業